

H26 新規事業

豊頃町危険廃屋解体撤去事業補助金

豊頃町では、町民の安心安全の確保並びに町内の景観および住環境の向上を図るため、防災上住民の避難および周囲の建物等に危険を及ぼすおそれのある危険廃屋の解体・撤去にかかる経費について、最大50万円を補助します。

補助対象者

- 町内に存する危険廃屋の個人所有者
 - 町内に存する危険廃屋の個人所有者から委任を受けた者
 - 町内に存する危険廃屋の個人所有者の法定相続人の代表者
- 【注意】ただし市町村税等の滞納者、暴力団員は対象者となりません。

補助事業の対象範囲

地域住民の避難経路に敷地が接しているもしくは近隣の家屋等に直接被害が及ぶことが想定される範囲

【注意】主に居住地が密集している地域が対象です。

助成対象者

- 建築後おおむね25年以上が経過している個人が所有する危険廃屋
- 【注意】但し家屋等の建て替えを目的とするもの、公的補償費の対象となっている建物は対象となりません。

危険廃屋とは

現に居住その他の用に供しない個人が所有する建物（住宅「住宅等に付属する倉庫および自動車用車庫等を含む。」、物置および倉庫等をいう。）で、建築物が老朽化し壊れた破片が落下、飛散または騒音が発生するなど防災上周囲に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、積雪による落雪や倒壊によって近隣住民の生活環境に影響を与えることが危惧されるものをいう。

補助対象危険廃屋

- 町内の解体事業者による解体・撤去費
- 【注意】10㎡を超える建物を解体する際には町への建築除却届出が必要です。
また、80㎡以上の建築物を解体する際には建築リサイクル法により道への届出が必要です。

補助対象になる経費

- 補助対象経費の2分の1以内で、最大50万円まで
- 【注意】ただし経費の上限単価は床面積1㎡あたり12,000円とし、補助対象者1人につき1回限りとします。

制度の有効期限

平成31年3月31日までのこの制度の効力は失われます。

助成対象者

補助金交付にあたっては必ず事前に申請・審査が必要となり、工事着手後の申請は認められません。
詳細につきましては、豊頃町危険廃屋解体撤去事業補助金交付要綱に記載されておりますので、まずは企画課町づくり推進係へご相談ください。

担当窓口・申請先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216 FAX (574) 2389
E-mail:kikaku@toyokoro.jp

H26 新規事業

豊頃町民間賃貸住宅家賃助成金

豊頃町では、本町の活性化と定住人口の確保を目的に、町営住宅に入居できる収入でありながら、やむを得ず民間賃貸住宅に入居している方に対し、家賃の一部を助成します。

助成対象者

- 次のすべての要件を満たす方。
- 登録された民間賃貸住宅に居住する町民の方
 - 自ら家賃を支払っている方
 - 町税等の滞納がない方
 - 入居期間が3月以上の方

助成対象外

- 次のいずれかに該当する方は助成対象者とはなりません。
- 世帯全員の前年所得の合計額が次表の額を超える方

同居および扶養親族の数	給与所得の合算額（給与収入）
0人	192万円（250万円）
1人	227万円（300万円）
2人	226万円（350万円）
3人以上	306万円（400万円）

- 本人および同一世帯員のいずれかが暴力団員である方

【注意】前年が学生等であって所得を証明する書類がない方は、当該年の給与等所得見込み額をもって、(1)を適用します。

助成内容

助成額の月額、家賃の月額から2万円（住居手当等を受給されている方は2万円に受給月額を合算した額）を控除した額の2分の1の額（上限2万円）、千円未満の端数は切捨てします。

計算式

$$\{ \text{家賃月額} - (2 \text{万円} + \text{住居手当等の月額}) \} \times 1/2 \text{ (千円未満切捨て)}$$

【注意】家賃には、管理費、共益費及び駐車場使用料など直接住宅の賃貸料と認められないものは含みません。

対象となる民間賃貸住宅

賃貸を目的として居住用に建設された建物で、賃貸住宅を経営されている事業主様からの登録申し込みがあった建物です。
【注意】登録には一定の要件が必要です。

番号	名称	所在地	連絡先	管理者	備考
①	ベルジュさくら	茂岩本町 75-1	0155 (23) 2032	(株) 登寿	単身用 8戸
②	林棲荘 (リンセイソウ)	中央新町 50-1	(574) 2337	丸信産業 (株)	単身用 3・世帯用 2
③	ハスコート豊頃Ⅰ	茂岩末広町 120	0154 (42) 2511	(株) ハスコム	単身用 8戸
④	ハスコート豊頃Ⅱ	茂岩末広町 122	0154 (42) 2511	(株) ハスコム	世帯用 4戸
⑤	ベルジュ南町Ⅰ	豊頃南町 104-1	0155 (23) 2032	(株) 登寿	単身用 4戸
⑥	ベルジュ南町Ⅱ	豊頃南町 104-1	0155 (23) 2032	(株) 登寿	世帯用 4戸

担当窓口・申請先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216 FAX (574) 2389
E-mail:kikaku@toyokoro.jp

▼ 広報とよころ
豊頃町危険廃屋解体撤去事業補助金

役場だより

▼ 広報とよころ
豊頃町民間賃貸住宅家賃助成金

役場だより